

## 農地利用最適化推進委員の募集

### 1 募集人員 6人

地区名	区域名	人数
第1地区	瀬月内、宇堂口、泥の木、平内、妻の神、戸田上区・下区、戸田館の下、山根	2人
第2地区	荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上区・下区、川向、南田、小倉、長興寺上区・下区、大向、五枚橋、荒田、雪屋	2人
第3地区	田代、柿の木、江刺家上区・下区、道地、丸木橋、山屋、細屋	2人

### 2 主な業務 担当する地区において、次の活動を行います。

- (1) 農地の出し手・受け手へのアプローチ、担い手への農地利用集積・集約化
- (2) 耕作放棄地所有者等への利用意向調査、耕作放棄地の防止と解消及び対策
- (3) 新規就農者への農地のあっせんの支援
- (4) 地域計画策定のための地域協議、意向調査等

### 3 任 期 令和8年7月20日 から 令和11年7月19日まで

### 4 身 分 特別職の地方公務員（非常勤）

### 5 報 酬 条例により定められた額

### 6 推薦及び応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※ 女性や青年（50歳以下）の登用を進め、推進委員構成に偏りが無いことが望まれますので、各関係団体には幅広い人材からの推薦・応募をお願いします。

※ 以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上に刑に罰せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 村外に住所を有する方
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関係のある方

### 7 募集期間 令和8年3月30日（月） から 令和8年5月1日（金）まで

### 8 推薦及び応募方法

「九戸村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書」又は「九戸村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募書」に必要事項を記入・押印して九戸村農業委員会事務局に提出してください。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

- ・ 推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）  
「九戸村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書」（様式第1号）  
個人推薦の場合は、3人の推薦人を記入してください。
- ・ 自ら応募する場合  
「九戸村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募書」（様式第2号）

所定の用紙は、次の場所に備え付けてあります。

備え付けの場所	所在地
九戸村役場2階 農業委員会事務局	九戸村大字伊保内第10地割11番地6

[記入上の注意]

複数の地区に推薦又は応募する場合、区域名の欄に複数の地区名を記入して下さい。  
押印は、認印で可（ゴム印は不可）

## 9 受 付

令和8年3月30日（月） から 令和8年5月1日（金）まで

受付時間は、午前9時00分 から 午後5時00分 まで、土日祝日は受付しません。

- ・ 持参の場合  
九戸村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、直接提出してください。
- ・ 郵送の場合  
九戸村農業委員会事務局宛に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、郵送してください。ただし、令和8年5月1日（金）までの消印を有効とします。

九戸村農業委員会事務局	〒028-6502 九戸村大字伊保内第10地割11番地6
-------------	------------------------------

- なお、提出された書類は返却しませんのでご了承願います。

## 10 公 表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和8年4月中旬に中間報告、令和8年5月上旬に最終報告を九戸村ホームページ上に掲載します。

公表内容については、推薦書又は応募書に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いたものとなります。

## 11 委員候補者の選考

書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります）により、委員候補者を決定し、5月下旬を目途に推薦を受けた方又は応募した方に郵送でお知らせします。